

○雲仙ブランド認定要綱

平成19年1月9日

告示第2号

改正 平成24年3月13日告示第19号

平成26年2月17日告示第7号

平成30年3月30日告示第30号

令和5年4月11日告示第63号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市の農畜水産物及び商工製品（以下「商品」という。）で、将来性及び市場性のあるものについて、「雲仙ブランド」として認定をすることにより、付加価値を高め、市場への訴求力の向上を図り、販路拡大及び有利販売につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「認定」とは、生産者等から申請のあった商品について審査を行い、基準に適合するものであることを認めることをいう。

(認定基準)

第3条 雲仙ブランドとして認定をするための基準（以下「認定基準」という。）は、認定しようとする商品が、1次産品である場合にあっては別表第1に、加工品である場合にあっては別表第2に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第4条 雲仙ブランドとして認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請の却下)

第5条 前条に規定する申請があった場合において、当該申請が次のいずれかに該当するときは、市長は、次条に規定する認定の審査を経ないで、当該申請を却下することができる。

- (1) 申請者が、市内に住所又は事業所を有する生産者等以外の者であるとき。
- (2) 申請された商品が、市内で生産、製造、加工又は水揚げをされたもの以外のものであるとき。

(認定の審査)

第6条 市長は、第4条に規定する申請があったときは、雲仙ブランド認定委員会設置要綱（平成18年雲仙市告示第115号）に規定する雲仙ブランド認定委員会（以下「認定委員会」という。）に諮問するものとし、認定委員会は、認定基準に基づき調査及び検討を行うものとする。

- 2 市長又は認定委員会は、雲仙ブランドとして認定をすることについて必要があると認める場合は、申請者等から意見を聴くことができる。

(認定の決定)

第7条 市長は、申請された商品が認定基準に適合すると認めるときは、当該商品を雲仙ブランドとして認定をし、申請者に対し雲仙ブランド認定書（様式第2号）を交付する。

- 2 市長は申請された商品が認定基準に適合しないと認めるときは、雲仙ブランド認定基

準不適合通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認定に意見を付けることができる。

（認定の有効期限及び再認定）

第8条 前条第1項に規定する認定の有効期限は、同項の認定書を交付した日から3年以内とする。

- 2 前項に規定する認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の3箇月前までに再認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（再認定の審査等）

第9条 市長は、前条第2項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る商品が、当該申請前に雲仙ブランドとして認定をされたものから変更がなく、かつ、第13条に規定する実績報告のうち直近のものにおいておおむね販売計画を達成していると認められるときは、再認定をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により再認定をすることができないと判断したときは、再認定の審査について、第6条を準用する。

- 3 第7条第1項から第3項までの規定は再認定の決定について、前条第1項の規定は再認定の有効期限について、それぞれ準用する。

（認定の変更）

第10条 雲仙ブランドとして認定をされた商品（以下「認定品」という。）の生産者等（以下「認定者」という。）は、認定を受けるために申請した事項に変更が生じたときは、雲仙ブランド申請事項変更届出書（様式第4号）により、速やかに市長に届けなければならない。

- 2 市長は前項に規定する届出があったときは、第6条及び第7条の規定を準用し、当該届出に係る変更の認定を決定する。ただし、軽微な変更については、認定委員会への諮問を省略することができる。

（認定の表示）

第11条 認定者は、認定品の包装、容器等に雲仙ブランドであることを表示し、雲仙ブランドのPRに努めなければならない。

（調査及び検査）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

（販売促進活動等の実績報告）

第13条 認定者は、認定品の販売促進活動等について雲仙ブランド認定品販売促進活動等実績報告書（様式第5号）その他必要に応じ市長が提出を求める参考資料を毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第14条 市長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定委員会の意見を聴くものとする。

- （1） 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。

- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第12条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月13日告示第19号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の雲仙ブランド認定要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった商品について適用する。
- 3 施行日前に、この告示による改正前の雲仙ブランド認定要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により認定を受けている商品については、なお従前の例による。ただし、旧要綱第8条第2項の規定は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

（1次産品関係）

区分	基準	例示
生産性・安全性	生産過程において、安全で環境に配慮した取組又は自然が本来持っている機能を活用した栽培若しくは生産方法を取り入れていること。	1 国及び県が定めた特別栽培農産物等の認証を受けているもの 2 自然が持つ機能を活用した栽培又は養殖をしているもの
地域性・ストーリー性	歴史的背景又は生産過程において、雲仙市のイメージ向上につながるストーリー性等があること。	1 歴史、経緯等において、地域に根ざしたストーリー性又は話題性があるもの 2 長年その地域で生産収穫され、地域に定着しており、地域を代表する産物となっているもの
品質	その商品が、ほかの地域で生産されている類似の商品とは生産及び特徴の面において差があり、市場等から品質面において優れていると認められていること。ま	1 商品の特徴（品質、形状、味、糖度、色、鮮度等）において優位性があるもの 2 公的機関が定めた上位格付等級のもの

	た、その品質の高さを証明できること。	3 生産及び出荷技術が統一されており、品質の維持及び向上のための特徴的な生産がされているもの 4 国若しくは県又は民間事業者等において、品質等が特に優れていると認められているもの又は生産技術等が優れていると認められた生産者等が生産するもの
市場性・将来性	その商品が、魅力ある要素を有しており、今後の市場拡大が見込めること。	1 積極的な生産拡大又は販路拡大が計画されているもの 2 今後更なる知名度向上又は販路拡大が期待できるもの

別表第2（第3条関係）
（加工品関係）

区分	基準	例示
生産性・安全性	安全で環境に配慮された生産又は製造を行っており、統一した出荷技術による品質の維持及び向上のための取組がなされていること。	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に基づき、製造許可等を得ている施設で生産されているもの 2 食品表示法（平成25年法律第70号）、品質表示基準、食品衛生法に基づく表示がされているもの 3 原料の産地、加工場所等が明確で、かつ、安全が確認できるもの
地域性・ストーリー性	歴史的背景又は生産過程において、雲仙市のイメージ向上につながるストーリー性があること。	1 歴史、経緯等において、地域に根ざした物語性又はストーリー性があるもの 2 長年その地域で生産され、製造され、又は収穫され、地域に定着しており、地域を代表する産物となっているもの
品質	その商品が、ほかの地域で生産されている類似の商品とは生産及び特徴の面において差があり、市場等から品質面において優れて	1 商品の特性（品質、形状、味、糖度、色、鮮度等）において優位性があるもの 2 国若しくは県又は民間事業者

	いと認められていること。また、その品質の高さを証明できること。	等において、品質等が特に優れていると認められているもの又は生産技術等が優れていると認められた生産者等が生産するもの
デザイン性	その商品の外観、パッケージ等のデザインが優れており、独創性、実用性等の面において優れていること。	
市場性・将来性	その商品が、魅力ある要素を有しており、今後の市場拡大が見込めること。	1 積極的な生産拡大又は販路拡大が計画されているもの 2 今後更なる知名度向上又は販路拡大が期待できるもの

様式第1号(第4条、第8条関係)

雲仙ブランド（再）認定申請書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所
（団体及び部会は、主たる事務
所の所在地
氏 名 印
（団体及び部会は、名称及び代
表者の職、氏名

雲仙ブランド認定要綱第4条（第8条第2項）の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請
します。

申 請 商 品 の 名 称		
申 請 品 の 品 種 (加工品の場合は、主原 材料名)		
商 品 の 特 徴 (優 れ て い る 点)	生 産 性 ・ 安 全 性	
	地 域 性 ・ ス ト ー リ ー 性	
	品 質	
	デ ザ イ ン 性 (加工品部門のみ)	
	市 場 性 ・ 将 来 性	
備 考		

関係書類

- 生産拡大・販路拡大計画書
- 参考資料(部会等の規約、会員名簿、部会等の出荷基準、商品の写真等)

生産計画・販路拡大計画書

年 月 日

雲仙市長

様

申請者 住 所

(団体及び部会は、主たる事務
所の所在地

氏 名 ㊞

(団体及び部会は、名称及び代
表者の職、氏名

	年間生産量 及び出荷先	年間販売額 (単位：円)
〇〇年度 (現状)		
〇〇年度計画 (1年目)		
〇〇年度計画 (2年目)		
〇〇年度計画 (3年目)		
生産販路拡大等の 計画、考え方	〇〇年度(1年目)	
	〇〇年度(2年目)	
	〇〇年度(3年目)	
備 考		

様式第2号(第7条、第9条関係)

雲 仙 ブ ラ ン ド 認 定 書

年 月 日

申請者 様

雲仙市長



雲仙ブランド認定要綱第7条第1項（第9条第3項）の規定に基づき、下記のものを「雲仙ブランド」として認定します。

記

認定商品名

認 定 番 号 号

有 効 期 限

認定の条件

様式第3号(第7条関係)

雲仙ブランド認定基準不適合通知書

年 月 日

申請者 様

雲仙市長



雲仙ブランド認定要綱第4条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった商品については、審査の結果、下記のとおり認定基準に不適合となりましたので、同要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

申請商品名

理 由

様式第4号(第10条関係)

雲仙ブランド申請事項変更届出書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所
(団体及び部会は、主たる事務
所の所在地
氏 名 ⑩
(団体及び部会は、名称及び代
表者の職、氏名)

雲仙ブランド認定要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

認 定 番 号		
雲 仙 ブ ラ ン ド 認 定 商 品 名		
変 更 事 項	新	
	旧	

様式第5号（第13条関係）

年度 雲仙ブランド認定品販売品販売促進活動等実績報告書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所
（団体及び部会は、主たる事務
所の所在地
氏 名 印
（団体及び部会は、名称及び代
表者の職、氏名

雲仙ブランド認定要綱第 13 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて報告します。

1. 生産及び販路拡大実績

	年間生産量 及び出荷先	年間販売額 (単位：円)
〇〇年度実績 (1 年目)		
〇〇年度実績 (2 年目)		
〇〇年度実績 (3 年目)		
生産販路拡大等 の実績	〇〇年度（1 年目）	
	〇〇年度（2 年目）	
	〇〇年度（3 年目）	
備 考		

2. 参考資料（生産量・出荷量・売上等のわかる資料、販売促進活動写真等）

様式第1号 (第4条、第8条関係)

様式第2号 (第7条、第9条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第13条関係)